

令和7年度
アートプロジェクト支援事業助成金
募集要項
(2次募集)



Fukui Art Project

【申請書類の提出期間】

令和7年7月1日（火）～令和7年7月25日（金）（17時必着）

※応募には事前相談への参加が必要です。

詳しくは、「9応募手続き（2）事前相談」（P.3）をご確認ください。

1 助成金の趣旨

アートプロジェクト支援事業助成金は、本県の地域文化の発信や新たな地域文化の創造、地域課題の解決に寄与することを目的に、県内各地で文化芸術を活用し、地域住民が担い手となり地域活性化に取り組む事業を支援するものです。

2 対象者

福井県内に主たる活動拠点を置く団体（法人格の有無、種別は問いません）

※1次募集で採択された団体は応募できません。

※市町は対象となりません。ただし、民間団体を主体とする実行委員会に市町が参加することは可能です。

※次に掲げる団体は、応募することができません。

- ・暴力団（福井県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第1号に該当する団体）
- ・団体を構成する者に暴力団員（条例第2条第2号）、暴力団関係者（条例第2条第3号）に該当する者がいるもの

3 対象となる事業

地域の歴史、伝統芸能、美術、音楽など地域の文化資源を積極的に活用して実施する地域の魅力向上および地域の課題解決に寄与する事業で、以下の要件を満たす事業。

- ・地域住民、団体等との協働の事業であること
- ・地域の魅力や価値を高め、県内外に発信する取り組みであること
- ・将来ビジョンが明確であり、次年度以降も継続的に取り組む内容であること

【対象となる事業例】

- ・地域住民や団体、企業等を巻き込み、地域の課題解決を目指す取り組み
- ・まちづくり・観光・国際交流・福祉・教育・産業など様々な分野と文化芸術が協働して、地域の課題解決を目指す取り組み
- ・文化芸術による新たな発想で地域の魅力や価値を高め、県内外に発信する取り組み
- ・次世代を担う子供たちが文化芸術を体験し、地域における学びの機会を創出する取り組み
- ・文化芸術を活用して共生社会の実現を目指す取り組み
- ・文化芸術を活用して地域活性化を目指す新たな取り組み
- ・協働する分野への波及効果が期待される取り組み

【対象とならない事業例】

- ・宗教的活動、政治的活動

- ・既に企画制作されたパッケージを購入した展示・公演等
 - ・展示物や制作物等の販売活動など営利を主な目的とするもの
 - ・コンクール、コンテストを主な目的とするもの
 - ・国等の委託により実施する事業
 - ・慈善事業への寄付を主な目的とするもの
 - ・所属、招聘アーティストの発表が中心で、地域や他分野との連携の要素がない事業（※）
 - ・サークル、同好会等が行う習い事や稽古事等の講習会、発表会等（※）
- ※地域振興に向けた新たな取り組みを事業内容に盛り込む場合は、「地域の魅力向上支援－②活動活性化枠」の対象となります。

4 実施場所

主に福井県内（主たる事業の関連企画であれば県外での一部実施も可能）

5 助成金による支援

地域の魅力向上や地域課題の解決を目指す先駆的な取り組みに係る経費の一部を下表の区分により助成します。

助成区分	助成対象	助成額	採択数	審査方法
地域の魅力向上支援	①活動基盤強化枠 地域の魅力向上に寄与する継続的な文化芸術事業	50万円 (1/2)	数件 程度	書面
	②活動活性化枠 既存事業に新たなチャレンジを盛り込んだ文化芸術事業	20万円 (1/2)	数件 程度	書面

※助成金の額は、千円未満切捨てとし、助成区分ごとに設定する助成限度額を上限として、予算の範囲内で決定します。

※福井県の他の補助金等と重複して助成を受けることはできません。

※一団体につき一事業のみ応募が可能です。また、同一事業を複数の助成区分で応募することはできません。

6 助成回数の制限

令和7年度の助成から数えて、同一の事業内容での助成回数は、助成の区分に関わらず通算3回までとします。ただし、同一の事業内容であっても、新たな資金獲得など積極的な取り組みが見られる場合は、受給を認める場合があります。

また、応募の都度審査を行い、助成の可否を決定するものであり、継続した助成を確約するものではありません。

7 助成対象経費

別紙のとおり

8 助成金交付の対象となる事業期間

助成金支給決定日から令和8年2月28日（土）まで

※助成金支給決定日より前に支払った経費および着手した経費は助成対象となりません。

※事前着手届を提出し、やむを得ない事由があると認められた場合、内定通知日以降の活動への着手が可能となります。

※事業実施および支払等すべての手続きを期間内に完了してください。

※助成対象事業の完了を3月としたい場合は、別途ご相談ください。

9 応募手続き

(1) 募集期間

令和7年7月1日（火）～令和7年7月25日（金）17時まで

(2) 事前相談（必須）

応募に向けて事業のアイディアなどについて個別にご相談に応じます。応募される団体は必ずお申込み・ご参加ください。

相談期間：令和7年7月1日（火）～令和7年7月23日（水）

相談方法：対面（ハーモニーホールふくい）またはオンライン（Zoom）

申込期限：令和7年7月18日（金）

申込方法：相談希望日の5日前までに、下記フォームでお申込みください。

申込フォーム：<https://forms.gle/fag5qwpiLdobCsqg7>

【事前相談に関する問合せ】

（公財）福井県文化振興事業団 ふくい文化創造センター

〒918-8152 福井市今市町40-1-1（ハーモニーホールふくい内）

電話：0776-38-8280 E-mail：geibun@hhf-cf.or.jp

(3) 提出書類

- ・事業計画書（様式第1号）
- ・収支予算書（様式第2号）
- ・団体の会則、定款および役員名簿、活動実績がわかる資料

※資料は全てPDFデータで提出してください。

※活動実績は、まとめて一つのPDFデータで提出してください。

(4) 提出方法

- ・以下の提出先にメールで提出してください。
- ・提出が確認でき次第、担当者から受け取り確認メールを送ります。提出日

から2日経過しても受け取り確認メールが届かない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。

- ・メール提出が困難な事情がある場合、郵送での提出も受け付けます。

※メール、郵送ともに7月25日（金）17時必着

（5）提出先・連絡先

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話：0776-20-0582 E-mail：art@pref.fukui.lg.jp

10 審査

（1）審査方法

書面審査（提出書類をもとに、外部有識者による審査を行います）

（2）審査項目

項目	審査ポイント
目的性	地域の文化資源を活用し、地域の魅力向上や地域の課題解決に取り組む内容か。課題解決に結びつく活動か。
計画性・継続性	事業スケジュールや予算に対する事業規模は適正かつ実現可能か。妥当な経費が計上されているか。担い手の確保・育成に取り組み、活動の継続性が期待できるか。
地域性	地域を巻き込んだ取り組みで、関連する団体や企業と協働して取り組む内容か。
話題性・創造性	様々な分野と文化芸術が協働し、新たな価値や効果が期待できる内容か。新たな取り組みを取り入れ、活動の発展が期待できる内容か。

（3）審査結果

- ・審査結果は、令和7年8月中下旬頃に電子メール等でお知らせします。
- ・助成金の額は、予算の範囲内で決定されるものであるとともに、応募書類に基づく審査結果が助成金の額に反映されるため、必ずしも助成希望額が助成されるわけではありませんので、予めご承知おきください。
- ・審査の経過、結果についてのお問合せには応じられませんので、予めご承知おきください。

10 スケジュール

- 1 募集期間：令和7年7月1日（火）～7月25日（金）
- 2 事前相談（必須）：令和7年7月1日（火）～7月23日（水）

- 4 内定通知 : 令和7年8月中下旬頃
- 5 支給申請 : 令和7年8月中下旬～（内定通知以降）
- 6 支給決定 : 令和7年8月中下旬～

・内定団体には（公財）福井県文化振興事業団（以下「事業団」）から助成金支給マニュアルおよび助成金支給申請に必要な様式を送付します。内定以降の手続きについては、事業団が窓口となりますので、内定団体は事業団が指定する期日までに、支給申請書を提出してください。

・事業内容等について、審査の結果、条件付きの内定となった場合、事業団との協議のうえ、必要な変更を反映してその後の申請を行ってください。

・事務手続きの流れは下記の通りです。

- ①応募者→県 : 応募書類提出
- ②県 : 審査会において審査
- ③県→応募者 : 内定通知（事業団から支給申請様式を送付）
- ④応募者→事業団 : 支給申請書提出
- ⑤事業団→応募者 : 支給決定通知
- ⑥応募者 : 事業実施

1 1 事業実施にあたっての注意点

事業実施に際しては、この募集要項と併せて、「よくあるご質問と回答」をよくお読みください。また、採択された団体に対して事業団から送付する「アートプロジェクト支援事業助成金支給要項」および「令和7年度アートプロジェクト支援事業助成金支給事務マニュアル」をよくお読みください。

（1）事業内容の公表

- ・内定した事業については、団体の名称、事業の概要等を県や事業団のホームページ・SNS等にて情報発信させていただきます。事業実施時の関係者による視察や写真の提供にご協力ください。

（2）ロゴマーク、事業名の明記

- ・事業を実施する際、助成事業に関するポスター、チラシ、プログラム、ホームページ等に、本助成制度のロゴマークを掲載してください。ロゴマークの掲載が難しい場合は、助成事業名「令和7年度福井県アートプロジェクト支援事業助成金」を掲載してください。

【ロゴマーク】



Fukui Art Project



(3) 助成金の返金・減額

- ・助成金の支給後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違する点のあることが判明した場合、また交付要綱等や法令に違反した場合は、支給決定を取消し、助成金を返還していただくことがあります。

(4) 経過報告および実績報告

- ・活動の進捗状況、実績等について、必要に応じて報告していただきます。
- ・事業終了後、指定する期日までに、指定の様式による実績報告書および会計書類の提出をしていただきます。

(5) 会計書類の収集・保管

ア 支払い関係書類の収集

- ・実績報告に伴う会計書類として、助成金対象経費の支払関係書類（領収書または請求書と金融機関振込明細票のセット）の写しを提出していただきます。申請期間中に事業の準備が進行する場合は、次の点に留意し、予め支払い関係書類を収集してください。

(i) 支払関係書類に記載の名称は、団体名と一致させること。（略称不可）

(ii) 発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていること。

※支払いに係る証拠書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、助成金額が減額となる場合があります。

イ 助成金交付に関する書類の保管〔5年間〕

- ・助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿および支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等）を他の経費と区分して整理し、助成金の交付を受けた年度の終了後、5年間保管してください。

ウ 帳簿および支払に係る証拠書類の調査

- ・助成対象事業が適正に遂行されているかを確認する必要がある時は、県および事業団関係者が助成事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させていただきます。

(6) 事業を変更・中止する場合

- ・事業内容を変更または中止する場合、原則として変更承認申請書等の提出が必要です。
- ・変更の承認を受けずに変更、中止した場合は、助成金の支払いができない場合がありますので、必ず事前に事業団へ報告してください。

(7) その他の支援

- ・県が委嘱している地域おこし協力隊が活動の伴走支援を実施します。(事業内容・広報等に対する助言、事業の推進に必要なネットワーク形成支援、アーティストや地域との仲介支援、他事業との連携支援など)
- ・採択後には、
県内の文化芸術活動者を対象とした研修会や、活動者間の相互交流を図るための交流会、成果報告会を年に数回程度開催しますので、原則参加してください。
- ・事業団内に、県内の文化芸術活動者を対象とした無料相談窓口を設置しています。また、各分野の専門家に「芸術文化アドバイザー」の職を委嘱し、各事業への助言を行っています。(詳細につきましては、「福井県文化振興事業団」の[ホームページ](#)をご覧ください。)
- ・また、助成制度の広報のため、ガイドブックと成果報告集を作成しますので、活動報告および記録写真等の情報提供にご協力をお願いします。

12 お問い合わせ

福井県交流文化部文化・スポーツ局文化課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

電話：0776-20-0582 E-mail：art@pref.fukui.lg.jp

(別紙)

助成対象経費

費 目	内 容
制作費	作品等制作費、作品等実演費、賃借料（美術作品、機材等）等
報償費	企画・調査料、出演料、講師謝金、通訳謝金等
委託費	業務委託費（会場設営・撤去等）
使用料	会場使用料（付帯設備費含む）、会場設営費等
通信・運搬費	郵送料、通信費、道具・楽器等運搬費等
人件費	事務整理・会場整理等賃金、労災保険料等 ※本事業で臨時に雇用する場合
保険料	展示品保険、イベント保険等
旅費	出演者・講師等の交通費、宿泊費等
著作権料	著作権料およびその手続きに要する経費
広告・印刷費	H P 制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	消耗品費等、助成対象事業で使用する物品代等（1 件 3 万円未満かつ複数購入する場合は合計 10 万円未満）

※注意事項

- ・助成対象経費は本事業の活動に要する経費として、明確に区分できるもので、かつ支払いに係る証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。
- ・宿泊費については、1泊1人あたり10,000円/上限として、実際に要した経費を対象とします（朝食代など飲食に係る経費は対象となりません）。
- ・社会通念上著しく高額と認められる場合は、助成対象外とします。
- ・この表によらず、補助対象とすべき経費がある場合は、別途協議します。

助成対象とならない経費

- (1) 団体等の職員給与等人件費（社会保険料・通勤手当・期末手当等含む）
- (2) 団体等の維持管理費（事務所賃料、電話代、光熱水費、生活雑貨、事務機器、文房具等の事務用品、ウェブサイト管理料等）
- (3) 先進事例等の視察に係る旅費
- (4) 航空・列車・船舶運賃の特別料金（グリーン車、ファーストクラス等）
- (5) 飲食費（取材・打ち合わせ時の飲食代、打ち上げ費、ケータリング・弁当類）、交際費、レセプション費、タクシー料金、手土産代
- (6) 施設整備費
- (7) 事業が終了しても団体に残るもの（備品、楽器等）

- (8) コンクール、公募展に係る賞金、副賞、記念品代（賞状、表彰盾は可）
- (9) 印紙代、各種手数料（振込手数料、入場券販売手数料、代引手数料等）
- (10) 有料で配布する図録等の印刷費
- (11) クラウドファンディングの返礼品
- (12) 申請団体構成員にかかる経費（出演・出品料、謝礼、旅費等）
- (13) イベント来場者等へ無料配布するグッズや飲食類

など